

おおつ物語

続泉大津の寺院今昔(2) 浄福寺①

豊中町2丁目の住宅地の一角に浄土宗知恩院末の菩提山豊中院浄福寺があります。過去帳記載の寺伝によれば元和8年(1622)開基とされます。元禄9年(1696)の浄土宗寺院由緒書(増上寺史料)によれば、開山は「心蓮社柳蒼良休」と記されています。

浄福寺についての信頼できる最も古い記録は、寛文6年(1666)に製作された喚鐘の銘文です。そこには「遠蒼」が住職であった際に、「和泉吾孫子庄豊中村菩提山浄福寺什物」として「塚住菊波藤原国次」により製作されたことが記されています。菊波家は近世に栄えた堺の鋳物師です。この喚鐘は市内最古の銘で、本堂内に残されています。

江戸時代の浄福寺については享保7年(1722)の「豊中村社寺改帳」(泉穴師神社文書)に詳しくみられます。これによると、境内は440坪(1454.5㎡)で、総瓦葺の本堂や、庫裏、角屋、門が建っていました。本尊は高僧恵心僧都源信(平安時代の高僧)作とされる2尺5寸の阿弥陀如来坐像で、脇侍として観音・勢至両菩薩を配していました。檀家は83件でした。実はこの阿弥陀三尊像は江戸時代前期ごろの作で、今も本尊・脇侍として現存しています。

今回は 続泉大津の寺院今昔(3)をお伝えします。



浄福寺本堂

法律相談【要予約】予約専用電話 ☎23-4400

木曜日・第2火曜日 市役所1階市民相談室
※前日(前日が祝日の場合は前々日)の午前9時から電話で予約受付。先着8人。相談時間は20分以内。なお、時間の指定はできません。

一般相談 ☎33-1131

月～金曜日 午前10時～午後4時30分
市役所1階市民相談室

交通事故相談 ☎33-1131

月～金曜日 午前10時～午後4時30分
市役所1階市民相談室

行政相談 ☎33-1131

第2月曜日、第4火曜日 午後1時～3時
市役所1階市民相談室

司法書士相談 ☎33-1131

第1金曜日 午後1時～3時
市役所1階市民相談室

土地家屋調査士相談 ☎33-1131

第3金曜日 午後1時～3時
市役所1階市民相談室

不動産相談 ☎33-1131

第2・4金曜日 午後1時～3時
市役所1階市民相談室

税務相談 ☎33-1131

第3月曜日 午後1時～3時
市役所1階市民相談室

特設人権相談 ☎33-1131

第2・3・4水曜日 午後1時～3時
市役所1階市民相談室

消費生活相談 ☎33-1131

月～金曜日 午後1時～4時
市役所1階消費生活センター

人権相談 ☎33-1131

月～金曜日 午前9時～午後5時
市役所1階人権市民協働課相談室

家庭児童相談 ☎33-1131

月～金曜日 午前9時30分～午後4時
市役所1階児童福祉課

母子寡婦相談 ☎33-1131

月・木曜日 午前9時～午後5時
市役所1階児童福祉課

高齢者総合相談 ☎21-0294

月～金曜日 午前9時～午後5時15分
高齢者保健・福祉支援センター(ベルセンター)

心配ごと相談 ☎21-9871

火曜日 午後1時30分～3時30分
総合福祉センター

教育・幼児教育相談 ☎31-4460

月～金曜日 午前9時～午後5時
教育支援センター
心の相談ホットライン(☎26-0005)

医療相談 ☎32-5622

月～金曜日 午前9時～午後4時 市立病院

防火相談 ☎21-0119

毎日 午前9時～午後5時 消防本部

労働相談 ☎23-8689

火～日曜日 午前9時～午後5時
地域経済課・労働政策担当(勤労青少年ホーム内)

就労相談【要予約】 ☎23-8689

火～金曜日 午前9時～午後5時
地域経済課・労働政策担当(勤労青少年ホーム内)

住宅相談 ☎33-1131

月～金曜日 午前9時～午後5時
市役所2階まちづくり政策課

福祉なんでも相談(出張窓口)【要予約】 ☎33-1131

第2・4金曜日 午後1時～午後3時
地域包括支援センター

女性相談(面談は要予約)

にんじんサロン ☎21-6500
火～金曜日 午前10時～午後5時
人権市民協働課 ☎33-9208
月～金曜日 午前9時～午後5時

市役所窓口業務は月～金曜日(土・日曜日、祝日と12月29日～1月3日の年末年始を除く)午前8時45分から午後5時15分まで行っています。

市民相談表 無料

休館日や相談員の都合などにより、休館日をいただく場合があります。



この広報紙は、再生紙を使用しています。また広報紙が届かない世帯の人は、秘書広報課へお問い合わせください。本市の情報は、インターネットや携帯サイトからもご覧になれます。

PC <http://www.city.izumiotsu.lg.jp/>

携帯 <http://www.city.izumiotsu.lg.jp/m/>

携帯サイトのQRコード：なお閲覧には、通信料が必要です。→

